

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>（新設）</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－４－２－３ 標準処理期間等 清算機関に係るⅡ－４－１－３からⅡ－４－１－８の規定は、資金清算機関についてこれを準用する。この場合において、Ⅱ－４－１－３の「検査部局からの勧告書若しくは報告徴求を行った場合の当該報告書」とあるのは、「報告徴求を行った場合の当該報告書」とする。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－４－４－３ 標準処理期間等 清算機関に係るⅡ－４－１－３からⅡ－４－１－８の規定は、取引情報蓄積機関についてこれを準用する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－４－１－９ <u>清算機関が提出する書類等における記載上の留意点</u> <u>別紙様式集における役員等の氏名の記載については、法令の手續に従い、免許等の申請の際に婚姻前の氏名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて婚姻前の氏名を記載することができることに留意する。</u></p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－４－２－３ 標準処理期間等 清算機関に係るⅡ－４－１－３からⅡ－４－１－９の規定は、資金清算機関についてこれを準用する。この場合において、Ⅱ－４－１－３の「検査部局からの勧告書若しくは報告徴求を行った場合の当該報告書」とあるのは、「報告徴求を行った場合の当該報告書」とする。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－４－４－３ 標準処理期間等 清算機関に係るⅡ－４－１－３からⅡ－４－１－９の規定は、取引情報蓄積機関についてこれを準用する。</p> <p>（以下略）</p>